

減災ニュース No. 20

消防署のお勉強(その3-1)

消防官になるには 消防官は地方公務員のため、自治体ごとに採用や待遇は差があります。東京消防庁では22年度、専門系10名、いわゆる消防士は770名、が募集されています。試験は身長、体重、握力、肺活量などの体格面の条件と一次で筆記試験、二次で反復横跳び、ジャンピングスクワットなどの体力テストとなっており、心身ともに健全頑強な人が採用されます。待遇は初任給25万4千円～20万6千円、期末勤勉手当(ボーナス相当)90万円～73万円、他に扶養、通勤手当等が支給されます。



消防学校とは 47都道府県と8政令指定都市に計55校あり、3千人以上が受講しています。普通の学校とは違い、既に自治体の採用試験を合格した消防官が給料支給を受けながら、消防に関する知識や必要な体力、チームワークを半年～1年間学ぶ全寮制研修所です。寮では、平日は外出不可、アルコール、携帯、トランプ、週刊誌、自家用車はすべて禁止と非常に厳しいもので、朝6時の起床から、15分後にはグラウンドで点呼、体操と校内マラソン、清掃、朝食後制服に着替え、点呼と身だしなみ確認。9時から5時頃まで座学やトレーニング、実践訓練とスケジュールはピシシリ。その後は入浴と食事、自由時間です。自由時間は個人の時間ですが、ジムでの個人トレーニングや予習、復習などに使われることがほとんどだそうです。22時に最終点呼があり、その後消灯で1日が終わります。点呼、人員確認は頻繁に行われますが、消防活動は命がけの仕事、火災現場から脱出できない隊員の有無を早急に把握する必要性から、点呼、確認を徹底的に習慣付けているとのこと。

火事のない日は何をしている 消防士の勤務体制は「24時間拘束の16時間勤務」が通常となっています。当番日には24時間消防署に詰め、いつでも出動できる態勢をとっておくこと。24時間の内、食事、仮眠時間が8時間、残り16時間が勤務時間となっています。多くの消防署では8時30分に前日勤務者と当日勤務者の引継が行われ、その後車両と器材点検が徹底的におこなわれます。いざ出動して器材が「動かなかった」ではすまされないため、すべての器材の動作確認を行うとのこと。その後はミーティングと事務処理(火災出動報告書作成など)を行い、午後は訓練や体カトレーニングを行います。「訓練でできないことは現場でもできない」がモットーで、時間が許さざり訓練とトレーニングに費やされます。また、消火栓や防火水槽の確認点検や消火訓練の指導なども行われますが、いつでも出動要請に応えられるよう、消防車で3～5人の小隊で行動しているそうです。夕方からはミーティング後夕食、デスクワーク仮眠となります。仮眠中も出動要請に備え、作業服を着たまま眠るとのこと。翌朝6時に起床、掃除後次の勤務隊員との引継をおこないます。こうして見ると火事がなくても、全然暇じゃないですね。余談ですが、24時間拘束中の食事は、レストランやコンビニでの買い物は禁止されています。出動要請への対応が遅れるという理由もありますが、「消防署員がサボっていた」「火事でもないのにウロウロしてまぎらわしい」などのクレームがあるのでこのような措置となっているそうです。

消防署のお勉強(その3-2)



このため自炊する人も多く、料理の得意な隊員は署内で「消防シェフ」としてステータスとなっているとか。また、消防隊員の返事はすべて「よし!」となっています。火災現場では指揮官の命令が絶対であり「危ないから嫌だー」などは論外、「はい」「わかりました」「了解しました」など返事がバラバラでも混乱の可能性があるので、返事はすべて「よし!」に統一して、間髪を入れず行動を起こすことにしているとのこと。人の命にかかわる仕事であるだけに、こうした細かいルールも大切ですね。

消防団って何 消防団とは他に職業を持つ人たちが市町村長から任命される「特別職の地方公務員」です。したがって若干ですが給料(月3万円程度、出動時5000円加算)もあり、制服等も支給されます。また、法的地位があることから火災現場では、許可なく屋根に登り消火活動を行うなどの権限も保障されているそうです。消防団のルーツは江戸時代の町火消しで、享保3年(1718)に8代将軍吉宗が江戸の火事から町を守るため町火消しを組織、明治5年には消防組、戦後現在の消防団として再編成されたそうです。消防団はいわば現在の消防署の先輩格ですね。消防署が整備された昨今、都市部の消防団は影が薄い感じがしますが、消防署の無い地域での消火活動や、町会活動に参加しての草の根的な予防活動など、まだまだ活躍の場は多いと思われれます。



消防車の値段 水槽付消防車とか水槽なしのポンプ車(消火栓より取水)とかハシゴ車とかいろいろありますが、すべてオーダーメイドです。もともと消防署は各地方自治体に所属していますので、予算がついて消防車一台購入となると入札が行われます。超概算最低価格ですが、ポンプ車で1千3百万、水槽付で1千6百万、はしご車15mで5千万、はしご車40m1億8千万円、空港用化学車は2億8千万円とのこと。なお個人でも注文すれば作ってくれますが、サイレンと赤色警告灯は付きません。ちなみに芦屋市が16年落ちの消防車をネットオークションにだしたところ、約100万円で落札されたとか。このへんなら現実的な値段かな。

火事の賠償責任 寝タバコなどで自宅はおろか隣家まで延焼してしまった場合、火事を起こした加害者として隣家への賠償責任は発生するのでしょうか。結論からいうと発生しません。これは火事に限った話ですが「失火の責任に関する法律」という特別法で定められており、火事の特異性を考慮しての措置となっています。火事では建物の密集具合、気象条件などで被害が広く及ぶことがあり、総額何億、何十億もの損害となる場合があります。このため火事の場合は「重大な過失があった場合」を除いて、賠償責任は負わせないこととなっています。重大な過失とは、判例によると「もえやすい藁やおが屑などが沢山あると知りながら、タバコを投げ捨てた」とか「天ぷらを揚げている時、火をつけたままその場を離れた」などの行為をさします。しかし、賠償責任が生じないからといっても火の元には充分注意したものです。

減災ニュースに関するご要望、お問い合わせ 松尾 03-5932-0083